

今後の進め方(案)

平成 20 年 2 月 26 日

1 基本的な考え方

- ① 公営企業型地方独立行政法人においても、早期に、減損会計(固定資産の減損処理)を導入すべき。
- ② 公営企業型地方独立行政法人の効率的な経営を促す観点から、企業会計における固定資産の減損会計基準を基本としつつ、公営企業型地方独立行政法人が担う公的部分(公的負担)については、必要な調整を行う。
- ③ 国の独立行政法人会計基準の減損会計や純粋な企業会計における固定資産の減損会計とは異なる姿となるが、国の独立行政法人会計基準もこうした存在は許容。

2 今後における具体的調整方法の検討(案)

- ① 固定資産の切り分けと異なる基準の適用
 - ※ 看護師養成所、研究所等一般行政目的と考えられる固定資産が切り分けられる場合には、その部分に、独立行政法人会計基準を適用できないか。
 - ※ キャッシュ・フローを生み出すが一般行政目的を併せ持つ固定資産(病床等)に、企業会計の減損の基準を調整して適用できないか(特定償却資産の減価に係る会計処理の弾力化、固定資産の一定割合の企業会計減損基準不適用、圧縮記帳等)。
- ② 一定の条件を充たす一般行政部分の減損は、損益計算には含めない。
- ③ 設立地方公共団体からの負担金・交付金を、一定のルールの下に、営業キャッシュ・フローとして認める。

3 実施時期等

- ① 公営企業型地方独立行政法人の減損会計の基準は、国の独立行政法人にも類似のものではなく、それにふさわしいものとして、今後、さらに慎重な検討が必要。
- ② 新たな制度となるため、法人側の受入準備の必要性からも、適用は一定の時間的余裕をもって慎重に対応することが必要(平成 21 年度から適用できるように準備)。